

駐労規第 1 0 号

改正 平成 1 5 年 5 月 2 2 日 駐労規第 1 1 号

改正 平成 1 9 年 7 月 2 7 日 駐労規第 1 2 号

改正 平成 2 6 年 2 月 2 7 日 駐労規第 1 号

改正 平成 2 7 年 3 月 2 6 日 駐労規第 4 号

改正 平成 2 9 年 1 月 2 6 日 駐労規第 1 号

改正 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 駐労規第 3 号

改正 令和 2 年 3 月 2 7 日 駐労規第 5 号

改正 令和 2 年 4 月 6 日 駐労規第 9 号

改正 令和 2 年 6 月 5 日 駐労規第 1 0 号

改正 令和 3 年 8 月 4 日 駐労規第 6 号

改正 令和 4 年 9 月 1 6 日 駐労規第 1 5 号

改正 令和 7 年 7 月 1 8 日 駐労規第 1 1 号

労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 8 9 条の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則を次のように定める。

平成 1 4 年 4 月 1 日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 服務（第4条－第15条の3）

第3章 勤務（第16条・第17条）

第4章 給与及び退職手当（第18条・第19条）

第5章 任免及び分限（第20条－26条）

第6章 表彰、懲戒等（第27条－29条）

第7章 保健及び安全保持（第30条・第31条）

第8章 災害補償（第32条）

第9章 研修（第33条）

第10章 出張（第34条）

第10章の2 在宅勤務（第34条の2）

第11章 旅費（第35条）

第 1 2 章 共 済（第 3 6 条）

第 1 3 章 宿 舎（第 3 7 条）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の職員（常時勤務を要しない職員（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号。以下「国公法」という。）第 6 0 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条 職員の就業に関する事項については、この規則及びその他別段の定めがある場合のほか、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）、国公法、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 5 7 号）、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3

号) その他関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第3条 機構及び職員は、ともにこの規則を誠実に遵守し、実行しなければならない。

第2章 服務

(服務の根本基準)

第4条 職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務の宣誓)

第5条 新たに職員となった者は、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第6条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(争議行為の禁止)

第7条 職員は、機構に対して同盟罷業、怠業その他業

務の正常な運営を阻害する一切の行為をしてはならない。また、職員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおってはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 8 条 職員は、その職務の信用を傷つけ、又は国家公務員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 9 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職務に専念する義務)

第 10 条 職員は、別段の定めのある場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、別段の定めのある場合を除いては、職を兼ねてはならない。職員は、職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

- 2 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、機構が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

（政治的行為の制限）

第 1 1 条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもってするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政治的行為をしてはならない。

- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（私企業からの隔離）

第 1 2 条 職員は、商業、工業、金融業その他営利を目的とする私企業（以下この条及び次条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他

の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではない。

2 職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた機構又は国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前2項の規定は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

（他の事業又は事務の関与制限）

第13条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、理事長の許可を要する。

（職員の職務の範囲）

第14条 職員は、職員としては、法律又は命令による職務を担当する以外の義務を負わない。

（セクシュアル・ハラスメントの防止）

第 1 5 条 職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成 1 4 年駐労規第 1 7 号）の定めるところによる。

（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止）

第 1 5 条の 2 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをしてはならない。

2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成 2 9 年駐労規第 2 号）の定めるところによる。

（パワー・ハラスメントの防止）

第 1 5 条の 3 職員は、パワー・ハラスメントをしては

ならない。

- 2 パワー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規則（令和2年駐労規第11号）の定めるところによる。

第3章 勤務

（勤務時間、休暇等）

- 第16条 職員の勤務時間、休暇等については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年駐労規第11号。次条第2項において「勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（育児休業等）

- 第17条 職員の育児休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の定めるところによる。

- 2 職員の育児短時間勤務及び育児時間については、勤務時間規則の定めるところによる。

3 職員の自己啓発等休業については、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）の定めるところによる。

4 職員の配偶者同行休業については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）の定めるところによる。

第4章 給与及び退職手当

（給与）

第18条 職員の給与については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（平成14年駐労規第12号）の定めるところによる。

（退職手当）

第19条 職員の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の定めるところによる。

第5章 任免及び分限

（採用時の勤務条件の明示）

第20条 理事長は、新たに職員となった者に対して給

与、勤務時間その他の勤務条件を明示するものとする。

(条件付採用)

第21条 職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員が、その職務において6月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

2 条件付採用期間中の職員は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合には、降任され、又は免職されることがある。

3 条件付採用期間中の職員には、第24条及び第25条の規定は適用されない。

4 前3項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(出向、配置換又は併任)

第22条 職員は、理事長から出向、配置換又は併任を命ぜられることがある。

(失職)

第 2 3 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第 2 4 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して降任又は免職されることがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第 2 4 条の 2 管理監督職（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（平成 1 4 年駐労規第 1 2 号）第 4 7 条の規定による俸給の特別調整額を支給され

る職をいう。以下この条において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員は、異動期間(当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。)に、管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、国公法の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は理事長が定めるところにより当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(本人の意に反する休職の場合)

第25条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、休職されることがある。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所

在不明となった場合

(退職)

第26条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 辞職を申し出て承認されたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 定年に達したとき
- (4) 任期を定めて採用された場合において、その任期が満了したとき

2 職員は、前項第1号の辞職をしようとするときは、原則として辞職の日の2週間前までに、理事長に書面をもって申し出なければならない。

3 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日又は理事長があらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職する。

4 前項の定年は、年齢65歳とする。

第6章 表彰、懲戒等

(表彰)

第 27 条 職員は、職務の遂行に当たり推賞に値する功績があつたときは、表彰を授与されることがある。

(懲戒等)

第 28 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分を受けることがある。

(1) 国公法若しくは国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 職員は、前項各号のいずれかに該当する場合で、懲戒処分を受けるまでに至らないときにおいては、これに対し訓告又は注意の処分を受けることがある。

(解雇)

第 29 条 職員は、第 7 条の規定に違反する行為をしたときは、解雇されるものとする。

第 7 章 保健及び安全保持

(機構及び職員の責務)

第 30 条 機構は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、機構は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、機構その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(職員の保健及び安全保持)

第 31 条 職員の保健及び安全保持に関し必要な事項については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の保健及び安全保持に関する規則（平成 14 年駐労規第 16 号）の定めるところによる。

第 8 章 災害補償

第 3 2 条 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業については、国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）の定めるところによる。

第 9 章 研修

第 3 3 条 職員は、現在就いている職務又は将来就くことが予想される職務の遂行に必要な知識、技能等の修得その他その遂行に必要な職員の能力、資質等の向上のため、研修の受講を命ぜられることがある。

第 1 0 章 出張

第 3 4 条 職員は、出張（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における旅費に関する規則（平成 1 4 年駐労規第 4 7 号。次条において「旅費規則」という。）第 2 条第 3 号に規定する出張をいう。）を命ぜられることがある。

第 1 0 章の 2 在宅勤務

第 3 4 条 の 2 職員は、業務その他の都合上必要と認められる場合、在宅勤務を命ぜられることがある。

第 1 1 章 旅費

第 3 5 条 職員の旅費については、旅費規則の定めるところによる。

第 1 2 章 共済

第 3 6 条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）の定めるところによる。

第 1 3 章 宿舍

第 3 7 条 職員の宿舍については、国家公務員宿舍法（昭和 2 4 年法律第 1 1 7 号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 1 5 年 5 月 2 2 日駐労規第 1 1 号]

- 1 この規則は、平成 1 5 年 5 月 2 2 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則、独立行政法人駐留軍等

労働者労務管理機構職員給与規則及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 [平成19年7月27日駐労規第12号]

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 [平成26年2月27日駐労規第1号]

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 [平成27年3月26日駐労規第4号]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年1月26日駐労規第1号]

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 [平成31年3月28日駐労規第3号]

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年3月27日駐労規第5号]

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年4月6日駐労規第9号]

この規則は、令和2年4月6日から施行する。

附 則 [令和2年6月5日駐労規第10号]

この規則は、令和２年６月５日から施行する。

附 則 [令和３年８月４日駐労規第６号]

この規則は、令和３年８月１１日から施行する。

附 則 [令和４年９月１６日駐労規第１５号]

(施行期日)

１ この規則は、令和５年４月１日から施行する。

(定年による退職に関する経過措置)

２ 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第２６条第４項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「６５歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１歳
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２歳

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

（暫定再任用に関する経過措置）

- 3 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項及び第2項に規定する者の暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）については、令和3年改正法の定めるところによる。

附 則 [令和7年7月18日駐労規第11号]

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 懲役又は禁錮に処せられた者に係るこの規則による

改正後の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。